

注 意 事 項

- 1 使用料の納入通知書は代表者あてに送付します。使用日までに下記の金融機関で納入してください。（学校窓口では納入できません。）

○使用料納入可能金融機関

株式会社中国銀行	株式会社山陰合同銀行
津山信用金庫	株式会社広島銀行
晴れの国岡山農業協同組合	中国労働金庫
株式会社鳥取銀行	株式会社トマト銀行

- 2 学校施設を使用することができる団体は、次のいずれかに該当する団体です。
 - (1) 次に掲げる要件を全て満たす団体
 - ア 市内に居住し、通勤し、又は通学するものを主として構成されていること。
 - イ 構成員の人数がおおむね10人以上であること。
 - ウ 成人の使用責任者がいること。
 - (2) 市内に主たる事務所を置く法人
 - (3) 上記のほか、津山市教育委員会が特に必要と認める団体
- 3 添付書類について
 - (1) 身分証明書（申請者の住所が確認できる書類）について
運転免許書や健康保険証など公的機関が発行した身分証明書の写しを添付してください。なお、申請者本人が身分証明書の原本を持参し、申請場所で確認できた場合は、その写しの添付を省略することができます。
 - (2) 規約、決算書その他団体の概要が分かる書類について
規約、決算書等については営利を目的としている団体でないことの確認のために使用します。これらを作成していない場合は添付を省略することができますが、会費を徴収し指導者等に費用弁償している団体や、バザー等売上げを伴う催事を行う団体は、会費や売上金等の使途が分かる資料を提出してください。
なお、個人情報に掲載された会員名簿等の提出は必要ありません。
- 4 個人情報の利用について
収集した個人情報は、学校施設の使用に関し連絡など必要な範囲で利用します。
- 5 津山市暴力団排除条例第7条により、暴力団関係者は使用不可とします。なお、許可後に使用者が暴力団関係者であると判明した場合、許可を取り消します。